

議 事 録 抄 本

令和 7 年 1 月

福崎町農業委員会

令和7年1月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 1月21日(火) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	-	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 藪内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 14番 後藤 芳樹

【遅刻者】 6番 田中 初美

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
9番 柳田伸一郎	16番 松岡 隆子

【署名人】

5番 古田 基晴	7番 山口 金丸
----------	----------

<案件>

議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 5件

議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 3件

議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(改正
附則第5条第1項による経過措置) (利用権の設定) 48件

議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見に
ついて 9件

議案第49号 地域計画(案)に係る意見聴取について 13件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 5件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 2件

報告第3号 農地法第51条第1項に該当する違反転用について 2件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会1月定例会を開催します。

本日、後藤推進委員が欠席、田中委員より遅れるとの連絡がありました。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

5番 古田 基晴	7番 山口 金丸
----------	----------

委員にお願いします。議案第42号から議案第49号に至る8議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 8番:資料1・2ページをご覧ください。願出地は、西谷公民館から東約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成4年ごろの航空写真により[]は墓地、[]は宅地となっていると判断しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第42号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 8番:現地では、草刈りされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第42号 1件について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) []は墓地になっていますよね。墓地に関しては台帳が関係しているのではないかと思います、これは地域に認められた墓地ですか。

(事務局) 墓地台帳の確認はできておりません。

(山口委員) 傾斜地に造成されているように思います。その下には建物らしきものがあるように見受けられます。地域として認めているかいないかが大事ではないのかと思いますので確認よろしくをお願いします。

(事務局) おそらく、墓地台帳に載っていない墓地だと思います。村管理の墓地であれば、このような管理がされていない墓地にはなっていないと思います。

<15:10 田中委員 入室>

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 42 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 42 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 42 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 24 番・25 番：譲受人が同一のため、併せて説明します。資料 3 ページをご覧ください。申請地は、鍛冶屋公民館から北西約 250m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の■■■■・■■■■が庄区の農会長へ地元の人で買ってくれる人はいないかと相談をし、自宅横の農地ということもあり譲受人の■■■■と売買にて話がまとまりました。農地を取得後は水稻を栽培される計画です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 43 号 24 番・25 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 24 番・25 番：現地では、田が鋤かれており管理がされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 43 号 24 番・25 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 43 号 24 番・25 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 43 号 24 番・25 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 24 番・25 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 43 号 26 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 26 番：資料 4 ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から東約 300m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の[]は農地の管理に困っており、近隣にお住まいで農業をされている[]に声をかけたところ話がまとまり今回の申請が出てきております。取得後は水稻を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 43 号 26 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 26 番：現地では、草刈りされ管理がされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 43 号 26 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) お歳が83歳ということですが、他に受け継ぐ方はいらっしゃいますか。歳でできるできない判断する訳ではありませんが、このご時世にできるんですか。

(事務局) 息子さんがいらっしゃって、息子さんと一緒にされたり、地元の方々とともに、農業をされていると聞いております。

(山口委員) それ相応の農機具はお持ちということで、農業委員会の事務局へ申告はされているんですね。

(事務局) ある程度は所有しておりますが、地元の方々から借りて使用する農機具もあると聞いております。

(議長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第43号 26番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第43号 26番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成11：反対0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 26番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第43号 27番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 27番：資料5ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から東約250mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の■■■■は隣接地の■■■■にて一般住宅建設の5条申請が出てきております。それに伴い、家庭菜園を行うため今回の申請が出てきております。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 43 号 27 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。
- (柳田委員) 27 番：現地では、草刈りされ管理がされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。
- (議 長) 議案第 43 号 27 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。
- (山口委員) 84 番 3 はどうなっていますか。
- (事務局) 分筆されたのちに、福崎町に寄付されます。
- (山口委員) 道ですか。水ですか。
- (事務局) 水路です。
- (山口委員) 元々、水路があったんではないですか。
- (事務局) 地籍図上では元々水路があったんですけど、里道の拡張にあわせて水路が個人地に入っている状態になっていたんで、分筆を行い福崎町へ寄付を受けております。
- (山口委員) ということは ■■■■ は町の名義になっていると考えていいんですね。
- (事務局) 名義が既に変更されているかその手続き中なのかは現在わかりませんが、福崎町へ寄付をすることで話がついております。
- (議 長) 他に質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。
- (前田委員) 今の話に関連して、私の所属集落でも昔、耕地整理した時に土地が余って、細い水路が福崎町の名義になっているものがあります。それは、福崎町が管理しないといけませんよね。一般的なことを教えて下さい。
- (事務局) 地元の名義にすることができないため、町が代わりになっています。そのため、管理は地元になります。
平成 17 年の 3 月 31 日に全ての里道・水路は国名義であったものが町名義に変更になりました。その後も底地は福崎町ですが、里道・水路に関しては

地元管理でお願いしますという風に昔と同じようになっています。

(前田委員) それはずるいな。町の名義なら町が管理してもらわないと言いたいところですが。

(事務局) 同様に町道の1級2級・3級4級とありますが、1級2級の草刈りは町が行います。3級4級の場合は里道・水路と同じように地元で管理お願いしますという風になっています。

(前田委員) ありがとうございます。

(議長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第43号 27番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第43号 27番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 27番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第43号 28番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 28番：資料6ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から南東に約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人の■■■■は遠方に住んでおり、農地の管理に困っていました。■■■■の知人である譲受人の■■■■と話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は、水稻・野菜を栽培する予定です。集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 43 号 28 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(委 員) 28 番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 43 号 28 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 43 号 28 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 43 号 28 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 28 番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 4 番：資料 9・10 ページをご覧ください。申請地は、神戸医療未来大学から北東 700m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用の更新です。現在の許可は令和 7 年 2 月 14 日までとなっており、継続して営農型太陽光発電設備の転用を行うため今回の申請が出てきています。

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可の要件である、①下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱が立っていること、②簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、面積が必要最小限で適切であること、③下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められること、④パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つ

ための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、⑤営農型発電設備の周辺農地に及ぼす影響も少ないこと、が適切であると確認ができるため、農地法第4条の申請の許可要件を満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第44号 4番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 4番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第44号 4番について、質疑はありませんか。
岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) 営農型太陽光は町内でここだけですか。

(事務局) はい。

(岡推進委員) 太陽光の下は何か植えているんですか。

(事務局) 榊が植えてあります。

(岡推進委員) 榊ですか。それは大きくなったら切るわけですね。

(事務局) はい。出荷ができるように育てられています。

(岡推進委員) 営農型で利用したら太陽光をしても良いということですか。

(事務局) はい。ただ、通常の太陽光とは違い、3年に一度更新手続きが必要です。
あくまで農地ということになります。いつでも撤去できる構造であること、
1年に1度作物の育成状況の報告を行うことなどが条件にあります。

(岡推進委員) はい、わかりました。

(牛尾委員) 榊を育てるのも農業になるんですね。

(事務局) 榊は花きですので農業になります。

(牛尾委員) そうですか。
何年に1度更新ですか。3年ですか。

(事務局) 3年です。

- (牛尾委員) 転作するとすれば米を作らないといけないということは転作できないということですか。
- (事務局) あくまで、国の経営所得安全対策補助金を申請されることになれば5年に1度の水張りが必要になります。
- (牛尾委員) わかりました。
- (議長) 他に質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。
- (山口委員) 6割が転用の対象ということですが、残りの4割はどうなっているんですか。
- (事務局) 0.6 m²です。太陽光パネルを置くための架台の支柱面積が転用面積となりその他は農地になります。
- (山口委員) 鉄の棒だけの面積ということですか。
- (事務局) そうです。
- (議長) 他に質疑はありませんか。
尾崎委員どうぞ。
- (尾崎委員) 田口区には報告されていますか。
- (事務局) 転用される場合には区長等の同意を得る必要がありますので、区長さんをご存じかと思います。
- (尾崎委員) 私は農会長をしています、知らなかったのです。
- (事務局) 同意書には区長と水利管理者の同意が必要です。そのため、農会長さんのところまで話が行ってないのかもしれませんが。
- (尾崎委員) 今回、農地なので農会長まで報告があるのかなと思っていました。
- (埴岡推進委員) 議案書の写真は参考ですか。
- (事務局) いえ、現地の写真です。
- (埴岡推進委員) もう、建っているんですか。
- (事務局) はい、更新になるのでもう建っています。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 44 号 4 番について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 44 号 4 番について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉 [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認 4 番について、原案の内容で県へ進達することいたします。

次に、議案第 44 号 5 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 5 番：資料 11・12 ページをご覧ください。申請地は、西谷公民館から南約 650m に位置しています。住宅地図・写真・事業計画図を併せてご覧ください。

この申請は、所有者の[]が自己所有地を太陽光発電へと転用するものです。一帯での利用となり 1,000 m²を超えるため、町の開発条例のもと協議がされています。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 44 号 5 番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 5 番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 44 号 5 番について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 今回申請地の西側農地でも前回申請がありましたが、業者が申請するのと個人が申請するのと違いはなんですか。

- (事務局) 個人ですと4条申請、業者ですと5条申請になります。
- (岡推進委員) 申請後は土地の売買も考えられますが、その場合はどうなんですか。もう、後の祭りですか。
- (事務局) 売買が行われる可能性もありますが、どうにもできません。
- (大野推進委員) 1642 m² 1反6畝ほどですね。西側の農地は1年ほどかかりましたが今回は申請がすぐ下りたんですか。1年ほどかかったのか。
- (事務局) 昨年の夏頃に相談がありましたが、町の開発条例のもと協議が行われ協定が結ばれましたので今回農地転用が出てきております。
- (大野推進委員) 前回1000 m²以上がと言っていましたが、今回も一緒ですか。
- (事務局) 同じです。
- (大野推進委員) 早くおりたところと、1年ほどかかって協定が下りたところの違いはなんですか。
- (事務局) 図面であったり、メンテナンススペースの詳細説明が十分でなかったため今回の申請が後で出てきております。
- (大野推進委員) わかりました。
- (議長) 他に質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。
- (牛尾委員) 前は業者が行っていましたが今回は、申請人から転売される可能性があると考えていいんでしょうか。西治では、2～3回変わり誰が所有者になっているかわからなくなりました。地目が変われば農業委員会から離れるので転売できてしまうのでそれを防ぐ規定ができたらと思い今までお願いしてきました。再度、お願いします。
- (事務局) 今現在できませんが、今後検討することはあるかもしれません。
- (議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>
- (議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第44号 5番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 44 号 5 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認 5 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の転用届出について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の転用届出について
(委員会受理)

(事務局) 2 番・3 番：申請人が同一のため、併せて説明します。資料 13・14 ページをご覧ください。届出地は、田原小学校から北西約 150m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この届出は自己所有地を農業用倉庫・集合住宅へ転用するものです。■■■■は既に、農業用倉庫が建っているため始末書添付での届出となっております。■■■■は集合住宅建設の届出となっております。集合住宅建設を 1 期工事とし、2 期工事で ■■■■を露天駐車場に転用する計画で県のまちづくり建築第 1 課の担当者と協議を行っております。
市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 45 号 2 番・3 番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 2 番・3 番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。現地調査班では、事務局に委ねることといたします。
よろしくご審議ください。

(議 長) 事務局に委ねるとありましたが、何か問題等ありましたか。
説明をお願いします。

(事務局) 本日、13 時より現地調査を行い最後に当該地の調査を行いました。まだ、受理書を発行していないんですが、土を掘ったり事前着工を行ってありました。行政書士には即時、工事の中止を伝えました。対応としましては、事前

着工に対する始末書を提出した後に受理書を発行というかたちを取らせていただきます。受理書を発行するまでは工事を行わないようにと行政書士には伝えております。

(議 長) 議案第 45 号 2 番・3 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) ■■■■■ はどうなったんですか。

(事務局) ■■■■■ が今回集合住宅として転用が出てきました。当該地の地目変更後に 2 期工事として ■■■■■ に駐車場が作られます。

(山口委員) どういうことですか。
今ここには ■■■■■ と ■■■■■ しか出てきてないですよ。■■■■■ をしてから ■■■■■ をしますということですが、では、■■■■■ は何ですか。

(事務局) ■■■■■ は農地として残ります。

(山口委員) 残るんですね。所有者は同じですよ。車が出入りするだけの道幅はあるんですね。

(事務局) 前面の道路に関しましては、車がすれ違えるほどの幅はあります。

(議 長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 45 号 2 番・3 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
現地調査班、事務局から報告がございました。採決につきましては現地確認を再度行い、始末書を提出した後に受理書を発行するといった内容で行いたいと思います
議案第 45 号 2 番・3 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 11：反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の転用届出 2 番・3 番について、原案の内容で受理することといたします。

次に、議案第 45 号 4 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 4 番：資料 15 ページをご覧ください。届出地は、福崎西中学校より北東 350m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この届出は自己所有地を露天駐車場へ転用するものです。露天駐車場を 1 期工事とし、2 期工事で [] を集合住宅建設に転用する計画で県のまちづくり建築第 1 課の担当者と協議を行っております。
市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えます。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 45 号 4 番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 4 番：現地では、栗の木等があり草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第 45 号 4 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) [] に既に集合住宅のようなものが建っていますが、この度隣接地にも同じようなものが建てられるようですが、間に水路が通っております。
現在ある水路に十分な排水能力があるとは思いますが、水路に関しては対応をお願いいたします。

(事務局) 法定外の許可申請も出ておりますので、手続き等は資料を見て確認したいと思えます。

(山口委員) コンクリートやアスファルトばかりになると排水能力が無くなるので、どこかにしわ寄せがきます。対象地の南には田がありますので、地目変更される場合は耕作に影響がでないように指導をよろしくお願いいたします。

(事務局) 法定外の許可申請や河川協議の中で支障があるような計画であれば指導を行うこともあるかと思えます。

(議長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 45 号 4 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 45 号 4 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の転用届出 4 番について、原案の内容で受理することといたします。

（議 長） 次に、議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から説明をお願いします。

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

（事務局） 20 番：資料 16・17 ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から東約 250m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。実家の近くに住みたいという借受人の希望があり今回の申請が出てきております。

近隣に農地を集約した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 46 号 20 番について、現地調査済ですので報告願います。

（柳田委員） 20 番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 46 号 20 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 46 号 20 番について、討論はありませんか。

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 46 号 20 番について、賛成の方は挙手願います。

(議長) 挙手全員でございますので、議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 20番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 47 号 48 件のうち、6 番から 38 番・46 番の 34 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10 : 反対 0]

- (議 長) 挙手全員でございますので、議案第 47 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）6 番から 38 番・46 番の 34 件について、原案の内容で決定することといたします。

< 植岡委員・尾内推進委員 着席 >

- (議 長) 議案第 47 号 48 件のうち、6 番から 38 番・46 番の 34 件を除く 14 件について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

- (山口委員) 48 番はどうなってるんですか。
[] は [] にお住まいで福崎に借家でもあるんですか。

- (事務局) 亀坪で有機農業をされていて新聞にも出たことがあります。

- (山口委員) もともと作られているんですか。

- (事務局) はい、2 反ほどされています。

- (議 長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 47 号 48 件のうち、6 番から 38 番・46 番の 34 件を除く 14 件について、討論はありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 47 号 48 件のうち、6 番から 38 番・46 番の 34 件を除く 14 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

- (議 長) 挙手全員でございますので、議案第 47 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）48 件のうち、6 番から 38 番・46 番の 34 件を除く 14 件について、原案の内容で決定することといたします。

（議 長） 次に、議案第 48 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、事務局から説明をお願いします。

議案第 48 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

（事務局） 資料 26～35 ページをご覧ください。今回、農地中間管理機構を通して新たに使用貸借権を設定するために、農業委員会からの意見が求められています。（各耕作者名・筆数・面積を説明）耕作者が 9 名・農地の合計 22 筆・面積が 28,158 ㎡となっております。
以上です。

（議 長） 議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 植岡委員・柳田委員・尾内推進委員 退席 >

（議 長） 議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件について質疑・意見はありませんか。

< なし >

（議 長） 議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件について、意見はありませんか。

< なし >

（議 長） ないようですので、採決に移ります。
議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 > [賛成 9 : 反対 0]

（議 長） 挙手全員でございますので議案第 48 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

< 植岡委員・柳田委員・尾内推進委員 着席 >

（議 長） 議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件を除く 6 件について、

質疑はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件を除く 6 件について、
討論はありませんか。

＜なし＞

- （議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 48 号 9 件のうち、27・29・35 ページの 3 件を除く 6 件について、
賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

- （議 長） 挙手全員でございますので、議案第 48 号 農地中間管理事業の推進に関
する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見 9 件のうち、27・
29・35 ページの 3 件を除く 6 件について、原案の内容で決定することとい
たします。

-
- （議 長） 次に、議案第 49 号 地域計画（案）に係る意見聴取について、事務局か
ら説明をお願いします。

議案第 49 号 地域計画（案）に係る意見聴取について

- （事務局） 地域計画策定にあたり、あらかじめ農業委員会等の関係者に意見を聴くこ
とが法律で定められております。12 月の定例会にて、28 地区のうち 15 地区
について意見聴取を行いました。今回は 28 地区のうち 15 地区を除く 13 地
区について意見をお願いします。
自身の所属集落に関しての意見は控えていただくようお願いいたします。
以上です。

- （議 長） 議案第 49 号について質疑・意見はありませんか。
山口委員どうぞ。

- （山口委員） ＜日本を取り巻く農業の現状と地域計画に係る対応について＞

- （事務局） 具体的な方針はまだ出てきていないんですが、年に 1 度作成した地域計画
を見直しして下さいという話があります。主体となって動いていただくのは
地元集落の方々ということになりますので、新たに生じた問題や現状との相
違があれば追加・修正を行い見直しを行うようになると思います。

(山口委員) なるんじゃないかということではなく、農業委員会も福崎町の組織の1つとして動いています。地域計画の書類をいただいているんですが、果たして本当にできるのかという風に思います。このことに危機感を覚えておりますのでよろしくお願いします。

(事務局) 地元に対して見直しを諮っていくのは町部局になるんですが、その際に出てきた案・修正に関してどのように図っていくかは今後の課題であると考えています。その際には検証や農業委員会にて意見を聞くということがあるかと思います。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

＜なし＞

(議長) 国からは年1度見直しを行うとありましたが、それとは別に福崎町独自で進捗状況などを年に1度検証を行うことが必要かなと思います。町部局と農業委員会が一緒になって実のあるものにしていければと思います。

議案第49号について、意見はありませんか。
尾崎委員どうぞ。

(尾崎委員) ＜農村 RMO について＞

(事務局) 1集落で取り組む事業ではなく、まず複数の集落が事業推進していくため合意形成が必要となるので長から事業を勧めれるものではありません。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、採決に移ります。
議案第49号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

(議長) 挙手全員でございますので議案第49号 地域計画（案）に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 続きまして、報告事項です。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料37ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が5件でたことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

資料38ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、計2件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第51条第1項に該当する違反転用について

本日配布の資料をご覧ください。違反転用事案報告についてご説明いたします。資料の違反転用への対応のフローチャートをご確認ください。本件はこれに沿って対応します。

始めに、違反転用を把握した場合は、①2名以上の農業委員と事務局とで現地確認を行い、関係者へ事情聴取します。是正の意向がある場合、是正までの期間を定め、期間終了後現地を確認し、是正されていた場合は対応終了です。是正されない場合や、是正の意向が確認できない場合、②勧告を行います。勧告を行う場合は、農業委員会の総会で原状回復までの期間を諮り、期限を過ぎても是正されていない場合、③県へ違反転用の報告を行います。

①の現地確認・事情聴取については1/20に農業委員2名と事務局が各案件の現地確認および関係者宅へ訪問し、事情聴取しております。

1番：農振農用地で転用ができない農地です。所有者が[]の関係者で、[]が盛土・造成し、露天資材置き場となっています。農地法および農振法に違反となっています。

事情聴取をおこなったところ、2月28日までに是正の意向がありましたので今回は勧告せず、期間経過後、原状回復が行われたかを確認に行きます。

2番は転用できる農地で、令和6年3月に地縁者住宅のための転用許可を取った案件の関連です。駐車場の造成のため、農地転用できないか相談がありましたが、事前に工事されています。農地転用では関連する法令の手続きがとられていることが必要ですが、進入路の確保や宅地との一体利用になり敷地面積が500㎡以上とならないかなど、都市計画法（特別指定区域）に問題ないか県土木事務所へ確認するよう指示を行った後、連絡がなく駐車場として利用されています。

農地法および都市計画法の違反です。同日、訪問しましたが当事者は不在で、業者が作業を行っておりました。今後、土地所有者などに事情聴取・口頭指導を行い、原状回復の意向があるかの確認を行っていきます。

報告は以上となります。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

＜なし＞

＜ 16 : 50 終了＞

○次回農業委員会開催日・・・2月20日(木) 15:00～

場所：サルビア会館2階 講義室

署 名 人	古 田 基 晴
署 名 人	山 口 金 丸